

令和6年10月4日

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙区の区割り改定について

衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定する法律が令和4年11月28日に公布され、同年12月28日から施行されております。これに伴い、次回の衆議院小選挙区選出議員選挙における東町の選挙区は群馬県第1区から第2区へ変更になります。

これまで、みどり市の選挙区は群馬県第1区と第2区に分かれていましたが、本改定により、市内全域が群馬県第2区として1つの選挙区になります。

【改定前】



【改定後】

群馬県第2区(みどり市在住の方)

**期日前投票所**

【東支所・大間々庁舎・笠懸庁舎】

投票所	投票可能期間
東支所	当日投票日の7日前から前日まで投票可能
大間々庁舎・笠懸庁舎	当日投票日の11日前から前日まで投票可能

どこでも投票可能  
投票できる期間に注意

※**当日投票所** 従前どおり、指定の投票所での投票となります。

みどり市選挙管理委員会  
(みどり市総務部総務課内)  
TEL 76-0961